

## 1 財政の動向及び財政運営方針

### 《財政の動向》

本市を取り巻く諸情勢は、少子高齢化の進行、国の景気対策事業に呼応して取り組んできた積極的事業による公債費の増、国の制度としての三位一体の改革による地方の一般財源の見直しなどにより、きわめて厳しい局面にあります。

企業の積極的な設備投資に支えられる形で、平成20年度の予算では市税は過去最高を見込んでいますが、公債費、扶助費及び後期高齢者医療に係る補助費等の増による財源不足に対し、「特別職報酬の見直し」、「職員数の削減及び給与カットによる総人件費の圧縮」等歳出削減に努めていますが、市債の繰上げ償還分への財源充当を除いて、財政調整基金と減債基金をあわせて6億2千万円の取崩しという、大変厳しい状況となっています。

そうしたなかでも、将来の負担を少しでも軽減するために、地方債の発行を極力抑制し、地方債の残高を大幅に圧縮する取り組みを行っています。

### 《財政運営方針》

市政運営にあたり、「総合計画の尊重」、「行政改革の推進」、「人心の結集」を前提とした、“三つの大切”を基本姿勢にして、生活する人、大竹市に集う人たちが皆が生きがいを感じられるまちづくりを進めます。

#### 三つの大切

“市民を大切に” “大竹っ子を大切に” “先人の蓄積を大切に”

この基本姿勢のもと、第四次大竹市総合計画に掲げる重点施策である、

- ①「みんなのまち」への市民自治づくり
- ②子育て・子育てのための環境づくり
- ③産業振興による魅力ある都市づくり

に取り組めます。

しかしながら、現在の大竹市の財政状況は極めて厳しく、また、これからさらにこの厳しさが増していくことは逃れられない現実です。長期的な視野に立ち大竹市を更に発展させていくためには、「安定した行財政運営システム」を確立しなければなりません。そのため大竹市行財政システム大綱の理念のもとで4段階の行財政改革に取り組めます。

第1段階として、正副市長及び教育長の給料の見直し、

第2段階として、市役所職員の人件費のトータルとしての削減のため、職員数を引き続き削減、さらに一人あたり年間約17万円の給料カットを平成20年度から実施、

第3段階として、企業関係の助成政策の見直しを行い、従来の工場等設置条例を廃止し、新たに産業振興奨励条例を制定しました。

そして最後に第4段階として、平成21年度から市民の皆さんの税を含めた負担の水準を他市並みにさせていただくため、都市計画税を導入させていただきます。

今後も、将来的に「安定した行政運営」を行うために、総合計画を尊重しながら、行財政改革に着実に取り組めます。